



接続約款変更認可申請書

西設相制第99号
平成25年12月2日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																									
料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 (略)		料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 (略)																									
1-1 網改造料の対象となる機能		1-1 網改造料の対象となる機能																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(64) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能</td> <td>音声帯域回線又はDSL回線（電話重畳しないものに限ります。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(66) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		備 考	(1)～(64) (略)	(略)		(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線（電話重畳しないものに限ります。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能		(66) (略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(64) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能</td> <td>音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(66) (略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		備 考	(1)～(64) (略)	(略)		(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能		(66) (略)	(略)	
区 分		備 考																									
(1)～(64) (略)	(略)																										
(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線（電話重畳しないものに限ります。）との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能																										
(66) (略)	(略)																										
区 分		備 考																									
(1)～(64) (略)	(略)																										
(65) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費（DSL等接続専用サービスに係るものとします。）のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能																										
(66) (略)	(略)																										
		附 則 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。																									